

日本国外に滞在している学生の皆さんへ
(通知日から直近14日以内に日本に戻った学生も含む)

【重要】本学に在籍している学生が海外から日本へ戻る場合の対応について【第7報】

このことについて、令和2年3月26日付、5月7日付、5月14日、5月29日、7月17日及び7月31日付けで本学の対応をお知らせしているところですが、8月28日の外務省の在留資格を有する外国人の再入国に関する新たな発表等を踏まえ以下の通り更新いたします。日本政府の要請より厳しいものもありますが、学内での感染拡大防止のためご協力をお願いします。

なお、後期も大学院の授業については原則オンラインで実施される予定ですので、自宅待機中であっても受講は可能です。

対象者	滞在している国	日本へ戻る時期	日本到着前後に必要な行動
I : 日本国籍を有する者(特別永住者含む)	① : 入管法に基づく 入国拒否対象 国・地域(検疫 強化措置対象 国・地域)	速やかに日本へ戻って来ることが望ましい。	<p>[出発まで] 空港への車による出迎えを依頼(出迎え可能なのは生活を共にする家族のみ。友人は不可)。出迎えがない場合はホテルと専用送迎車両を予約(費用は本人負担)。</p> <p>[出発前日] 「問診票」(1回目)を学生生活係にメールで提出。</p> <p>[日本到着後] PCR検査終了後、家族の出迎えで自宅、帰省先等へ移動。出迎えがない場合は検疫所長が指定した施設へ移動(自身で予約したホテルへの移動は1~2日後にPCR検査で「陰性」との結果が判明した後。施設滞在費用は本人負担)。</p> <p>[日本到着日から1~2日後] PCR検査結果を学生生活係にメールで報告(陽性の場合は居住地の保健所または検疫所の指示に従う)。</p> <p>[日本到着日から14日間] 自宅、帰省先、ホテル等で待機(学生寮は滞在不可)。毎日「自己健康管理票」を記入。</p> <p>[日本到着後14日目] 「問診票」(2回目)及び「自己健康管理票」を学生生活係にメールで提出。</p>
	② : 上記①以外の 国・地域		<p>※PCR検査が実施されない点以外は①と同じ。 (ホテルを予約している場合は、到着後そのままホテルに移動可能。)</p>

<p>Ⅱ： 上記以外（外国人留学生等）</p>	<p>①： 入管法に基づく 入国拒否対象 国・地域（検疫 強化措置対象 国・地域）</p>	<p>事前に指導教員及び 留学生係と相談の上、 右の対応が可能な場 合に限り、9月1日以 降に戻ることが可能。</p>	<p>【出発まで】</p> <p>◎「再入国関連書類提出確認書」の発給： 滞在国の在外公館（日本国大使館・総領事館）において「再入国関連書類提出確認書」の発給を受ける。確認書の申請方法や必要書類については事前に在外公館のHP等で確認を行うこと。</p> <p>◎航空便の予約：最新の運航状況を確認した上で予約（費用は本人負担）。</p> <p>◎PCR検査を受け「検査証明」の発行：搭乗予定航空便の出発時刻から72時間以内の間にPCR検査を受け、医療機関より「陰性」であることの「検査証明」の発行を受ける（検査に係る費用は本人負担）。 なお、検査証明に記載漏れや不備があった場合は、入国が許可されないこともあるので、所定のフォーマット利用を推奨。</p> <p>◎待機場所及び空港から待機場所までの移動手段の確保：学生寮及び東京国際交流館における待機はできないため、自宅が学生寮等の場合、待機可能なホテルを予約（ホテル費用は本人負担）。ただし、公共交通機関・タクシーの利用不可であり、かつ大学関係者や友人による迎車も不可なので、専用送迎車両を予約して待機場所まで移動すること（送迎費用も本人負担）。専用送迎車両の予約が難しい場合は空港から徒歩で移動可能なホテルを予約（ホテル費用は本人負担）。</p> <p>【出発前日】「問診票」（1回目）を学生生活係にメールで提出。</p> <p>【日本到着日から14日間】 自宅（学生寮等を除く）、ホテル等へ移動し、待機。毎日「自己健康管理票」を記入。</p> <p>【日本到着後14日目】「問診票」（2回目）及び「自己健康管理票」を学生生活係にメールで提出。</p>
-----------------------------	---	--	---

最新の**入国拒否対象国・地域**は、以下外務省ホームページに掲載されています。

【新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について】

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

	② : 上記①以外の 国・地域	事前に指導教員及び 留学生係と相談の上、 右の対応が可能な場 合に限り戻ることが 可能。	<p>【出発まで】 ◎待機場所及び空港から待機場所までの移動 手段の確保: 学生寮及び東京国際交流館にお ける待機はできないため、自宅が学生寮等の 場合、待機可能なホテルを予約（ホテル費用 は本人負担）。ただし、公共交通機関・タク シーの利用不可であり、かつ大学関係者や友 人による迎車も不可なので、専用送迎車両を 予約して待機場所まで移動すること（送迎費 用も本人負担）。専用送迎車両の予約が難し い場合は空港から徒歩で移動可能なホテル を予約（ホテル費用は本人負担）。</p> <p>【出発前日】「問診票」（1回目）を学生生活係に メールで提出</p> <p>【日本到着日から 14 日間】 自宅（学生寮等を 除く）、ホテル等へ移動し、待機。毎日「自己 健康管理票」を記入。</p> <p>【日本到着後 14 日目】「問診票」（2回目）及び 「自己健康管理票」を学生生活係にメールで提 出</p>
--	-----------------------	--	--

※ 1 在留資格を有する外国人の再入国についての詳細と各種書類の様式は以下外務省ホームページに掲載されています。事前に必ず確認してください。

【在留資格を有する外国人の再入国について（英語版）】

https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001074.html

【再入国の際に必要な手続・書類等（英語版）】※所定のフォーマットはこちらから

https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html

なお、手続き開始前に、必ず居住地の在外公館（日本大使館・総領事館）のホームページ等で最新の情報を確認してください。（在外公館ごとに細かい手続き方法が異なる可能性があります。）

※ 2 全ての国・地域から日本へ戻った方は、健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など。本学の学生寮及び東京国際交流館は不可。）で入国の次の日から起算して 14 日間待機すること、および空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないことが要請されます。

<重要>日本到着日から 14 日以内に、以下のいずれかに該当する場合には他の人との接触を避け、マスクを着用し、すみやかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話相談するとともに、「帰国者・接触者相談センター」から紹介された医療機関の受診し、その結果を所属キャンパスの学生生活係に連絡してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱のいずれかがある学生
- ・重症化しやすい持病（喘息や心臓病など基礎疾患がある、ステロイドや免疫抑制剤を服用しているなど）があり発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある学生
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く学生（4 日以上続く場合は必ず相談）

※相談の目安（厚生労働省 HP より）<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

【帰国者・接触者相談センター】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html

（本件連絡先）本国へ一時帰国、旅行の場合：国際・教学支援課留学生係 ks-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp

出張の場合：国際・教学支援課国際協力係 ks-koku@o.kaiyodai.ac.jp

問診票・自己健康管理票提出先：学生サービス課学生生活係 g-gaku@o.kaiyodai.ac.jp